

# 報告内容詳細

1. 「100 症例報告フォーマット」の内容を網羅した資料を作成すること。
2. 100 症例について統計用フォーマットにて分析を行い、その中の再評価2まで完了している症例から2症例を選択し、詳しい経過を報告すること。
3. 2.については、初診時、再評価2の時点における口腔内写真、レントゲン写真、歯周精密検査、う蝕リスク評価、歯周病リスク評価（歯周病新分類による評価）を、また再評価1の時点における歯周精密検査のデータ（もしあれば、口腔内写真、レントゲン写真）を提出すること。治療の過程で重要と思われる部位の資料については適宜判断すること。
4. 初診時と再評価2の時点において変化がないと判断される場合は再評価2の時点での口腔内写真やレントゲンの提出は必要ない。ただし、口腔内写真においては初診時に写真上で病的部位を認めない場合であり、レントゲンにおいては硬組織の変化がないと判断した場合とする。再評価2におけるサリバテストは必須ではないが、リスクに関するパラメーターが変化していると考えられるため、再評価2の時点でのう蝕・歯周病リスク評価は必須とする。
5. 100 症例を経て感じたこと（例：旧来の歯科医療とどのように違うか、MTM を定着させるためにはどうしたら良いか、必要な知識や技術はどのようなものか、何が大変か、どのような価値があるか）、そしてそこから感じた日本の歯科医療を前進させるための課題等（例：歯科医療を取り巻く状況、ステークホルダーとの関係）について考察をすること。
6. 100 症例は恣意的な抽出ではなく、ある特定の日からの10歳以上の純初診患者の中でMTMによる治療を行った患者を対象とし、かつ再評価1まで完了した者が100名以上に達するまでの期間の患者を提示することとする。